

## 高岡市低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下、「法」という。）第 53 条による申請

表 1 住戸部分

（単位：円）

適用区分	適合証なし		適合証あり
	新規	変更	新規、変更
戸数			
1	34,000	19,000	5,000
2 ～ 5	69,000	39,000	9,000
6 ～ 10	98,000	56,000	16,000
11 ～ 30	137,000	81,000	27,000
31 ～ 50	197,000	120,000	45,000
51 ～ 100	282,000	180,000	81,000
101 ～ 200	383,000	253,000	128,000
201 ～ 300	502,000	329,000	162,000
301 以上	589,000	378,000	173,000

表 2 共同住宅等の共用部分

（単位：円）

適用区分	適合証なし		適合証あり
	新規	変更	新規、変更
面積			
300 m <sup>2</sup> 以下	109,000	59,000	9,000
300 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	180,000	103,000	27,000
2,000 m <sup>2</sup> 超～5,000 m <sup>2</sup> 以下	281,000	180,000	81,000
5,000 m <sup>2</sup> 超～10,000 m <sup>2</sup> 以下	361,000	243,000	128,000
10,000 m <sup>2</sup> 超～25,000 m <sup>2</sup> 以下	431,000	295,000	162,000
25,000 m <sup>2</sup> 超	502,000	350,000	203,000

表 3 非住宅部分

（単位：円）

適用区分	適合証なし		適合証あり
	新規	変更	新規、変更
面積			
300 m <sup>2</sup> 以下	242,000	125,000	9,000
300 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以下	386,000	206,000	27,000
2,000 m <sup>2</sup> 超～5,000 m <sup>2</sup> 以下	549,000	314,000	81,000
5,000 m <sup>2</sup> 超～10,000 m <sup>2</sup> 以下	674,000	400,000	128,000
10,000 m <sup>2</sup> 超～25,000 m <sup>2</sup> 以下	794,000	477,000	162,000
25,000 m <sup>2</sup> 超	906,000	553,000	203,000

※共同住宅の場合は、住戸数に応じた手数料（表 1）と共用部分の面積に応じた手数料（表 2）を合算した額とする

※複合建築物の場合は、住戸数に応じた手数料（表 1）、共用部分の面積に応じた手数料（表 2）及び非住宅部分の面積に応じた手数料（表 3）を合算した額とする

※法第 54 条第 2 項による建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数は、建築確認申請手数料（建築基準法第 6 条第 5 項にかかるものである場合は、構造計算適合性判定手数料を加えたもの）と同額を上記手数料に加えた額となります。

※適合証とは、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する機関）及び登録建築物調査機関（エネルギー使用の合理化に関する法律第 76 条第 1 項に規定する機関）が法第 54 条第 1 項に掲げる基準に適合すると認めた書面のことです。